解散公告

当社は、平成二十五年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

石川県金沢市若宮町ホ三一番地一

スマイルサポート株式会社

代表清算人　齊藤　重光

解散公告

当法人は、平成二十五年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

石川県金沢市糸田一丁目一八番地二

特定非営利活動法人シルバー・スマイル

清算人　齊藤　重光

解散公告

当社は、平成二十五年八月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

長野県上田市大手一丁目一〇番八号

湯本不動産鑑定株式会社

代表清算人　湯本みつ子

解散公告

当社は、平成二十五年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

大阪市天王寺区勝山四丁目二番二〇号

株式会社新井塗装工業所

代表清算人　新井佐知子

解散公告

当社は、平成二十五年八月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

大阪市北区野崎町五番九号

株式会社読売アド・プランニング

代表清算人　長野　政明

解散公告

当社は、平成二十五年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

兵庫県伊丹市緑ヶ丘五丁目八六番地の一

ダイワ電工株式会社

代表清算人　森　鶴雄

解散公告

当社は、平成二十五年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

奈良県天理市川原城町三三九番地

株式会社鈴木時計店

代表清算人　鈴木　實

解散公告

当社は、平成二十五年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

香川県丸亀市本町八八番地

芥家具工業有限会社

清算人　谷口　克美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

財団法人宮城県文化財保護協会

清算人　髙橋　仁

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

秋田県由利本荘市表尾崎町一七番地の二

財団法人本荘由利教育会館

代表清算人　猪股弥太郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月三十日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

茨城県水戸市渡里町二九三三番地の一

医療法人白相胃腸科外科医院

清算人　白相　悟

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十五年七月十九日に解散し、清算事務を行っています。当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

栃木県矢板市高塩七五

清算法人矢板市高塩土地改良区

清算人代表　関　勝一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

千葉県佐倉市小竹一〇三一番地

社団法人小竹公徳社

代表清算人　秋山　辰彦

代表清算人　山﨑　一夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

横浜市中区尾上町一丁目八番地

財団法人横浜開港150周年協会

代表清算人　齊藤　良展

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

大阪市都島区内代町二丁目二番三六号

財団法人内代福祉会館

代表清算人　巽　英雄

解散公告（第一回）

当社は、平成十八年三月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月四日

岡山県倉敷市五日市六二七番地

三水設計株式会社

清算人　高嶋美代子